

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２０年１１月１９日

東広島市長 蔵 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

フジグラン東広島

(２) 所在地

東広島市西条町御薗宇４４０５番地

２ 変更に係る事項

(１) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

駐車場番号	位 置	
	変更前	変更後
平面駐車場８	本体棟東側	本体棟西側
平面駐車場９	本体棟西側	—

(２) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置

駐車場番号	時間帯		出入口の数		出入口の位置	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
平面駐車場８	午前８時３０分～ 午前１０時３０分	午前８時３０分～ 午後１０時００分 (繁忙日のみ使用する。)	１か所	１か所	駐車場 南西側	駐車場 南東側
平面駐車場９	午前８時３０分～ 午後１０時００分 (繁忙日のみ使用する。)	—	１か所	—	駐車場 南東側	—

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

平成20年12月1日

(2) 変更の理由

駐車場として賃借している土地の所有者から賃貸借契約の解除の要請があり、代替の駐車場を確保するため。

4 届出年月日

平成20年11月7日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年11月19日（水）から平成21年3月19日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日まで及び1月2日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年3月19日（木）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課